

多量排出事業者の義務について

一般廃棄物を多量に排出する事業所は、佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物減量等推進責任者の選任、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成を通してごみの減量及び適正処理を行わなければなりません。

1. 対象となる事業者（多量排出事業者）

- (1) 年間36トン以上の事業系一般廃棄物を市の処理施設を利用して処分する事業者
- (2) 事業系一般廃棄物の減量のために特に必要と認める事業者で市長が指定するもの

2. 多量排出者の義務

- (1) 廃棄物減量等推進責任者の選任・届出

廃棄物減量等推進責任者はごみの分別や減量、リサイクルに取り組むにあたり、中心となる方です。そのため、事業所内のごみの流れが把握できる方や、従業員等の関係者に指導をできる方が望ましいです。

a. 提出するもの

廃棄物減量等推進責任者選任（変更）届

b. 提出期限

選任または変更した日から30日以内

c. 備考

一度選任届を提出されれば、変更がない限り、毎年提出する必要はありません。

- (2) 事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成・提出

当年度のごみの処理計画を立て、それに従ってごみの分別や減量、リサイクルに取り組んでいただきます。

a. 提出するもの

事業系一般廃棄物の減量に関する計画書

b. 提出期限

毎年6月30日まで

3. 改善勧告

多量排出事業者が「2. 多量排出者の義務」の規定のいずれかに違反している場合、市は期限を定めて改善等の必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

改善勧告に従わない場合、事業所名などを公表することがあります。

※ 公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

【提出先】

〒849-0917

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369

佐賀市清掃工場 管理棟

循環型社会推進課 廃棄物対策係

TEL: 0952-30-2430 FAX: 30-2494

E-Mail: junkan@city.saga.lg.jp